

仕 様 書

1 件名

港区立東町小学校施設整備計画策定支援業務委託

2 履行場所

港区立東町小学校（港区南麻布一丁目8番11号）ほか

3 履行期間

契約締結日から令和9年1月29日まで

4 目的

港区立東町小学校施設整備計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）が策定する施設整備計画のための調査やデータ分析、素案作成などの各種調査検討を行う。港区立東町小学校の施設整備に向けた方針等について検討を行い、策定委員会の際に地域、学校関係者等から出される意見や提案、発注方式や工期・工事費等に関する民間事業者へのサウンディング調査、パブリックコメントによる区民意見、提案についても十分に整理をした上で、施設整備計画を策定する。

5 業務内容

（1）準備

本件業務の履行に当たり、管理技術者（総括責任者）及び担当主任技術1名を配置すること。受注者は、契約締結後速やかに、発注者に下記の書類を提出すること。

- ・ 委託着手届
- ・ 管理技術者（総括責任者）、担当主任技術者届
- ・ 作業実施計画書
- ・ 委託工程表

（2）施設整備計画策定に向けた調査及び検討等については、以下のとおりとし、報告書としてまとめ提出すること。

- ア 法規制及び法的課題の調査・整理
- イ 敷地、既存建築物及び周辺に関する調査等
- ウ 学校施設整備指針等上位計画からの検討及び補足
- エ 周辺学校等施設及び先存取組み事例の調査
- オ 将来の教育ニーズ及び必要な施設諸元の調査・整理

（3）方向性の検討等については、以下のとおりとし、報告書としてまとめ提出すること。

- ア 計画理念・コンセプトの設定
- イ 敷地、既存建物等についての検証、及び計画与条件の整理
- ウ 施設の構成、機能、規模の検討
- エ 配置計画、平面計画、断面計画、動線計画、防災計画、環境配慮計画等の検討

- オ 工事仮設計画等（工事搬入経路等の事前協議）の検討
- カ 工事工程、工事費、全体スケジュール等の検討
- キ 構造、設備計画並びに擁壁改修、人工地盤計画等の検討

（４）ケーススタディによる比較検討等については報告書としてまとめ提出すること。

（５）ワークショップの企画・運営支援

ア ワークショップの企画

（ア）児童等を対象としたワークショップを企画すること。

（イ）ワークショップの目的、テーマ、進行方法、必要な資料・備品等を整理し、計画書として提出すること。

イ ワークショップの実施

（ア）ワークショップを実施し、ファシリテーションを行うこと。

（イ）参加者から得られた意見・要望を記録し、整理すること。

（ウ）必要に応じ、対面およびオンライン形式の併用方式も検討すること。

ウ 成果の整理・報告

（ア）ワークショップ実施後、実施結果報告書（A4 判数枚）を作成し提出すること。

（イ）ワークショップで得られた意見・提案を分析し、施設整備計画（素案・案）への反映内容を整理すること。

（６）施設整備計画策定に向けた支援を行うこと。

ア 策定委員会（４回程度開催予定）運営支援

（ア）策定委員会の運営に関する助言及び支援

（イ）策定委員会記録（議事要旨）の作成

①策定委員会の録音等、会議記録作成に必要な措置を行う

②策定委員会終了後１週間程度までにA4判数枚程度作成し、各回３５部程度印刷して提出する。また、電子データ（形式はワード、エクセル又はPDFとする。）を提出する

（ウ）策定委員会資料の作成・提出

①策定委員会に必要な情報の収集・分析及び資料作成・提出

②発注者の指示により、策定委員会運営に必要なとなる国、都、他自治体等に関する情報の収集・分析及び資料作成・提出

③教育委員会や関係機関等への報告のための資料作成・提出

④その他、委員会で要求された情報の収集及び資料作成・提出

⑤上記各資料（委員会配布資料を含む）について、各回３５部程度印刷して提出する。また、電子データ（形式はワード、エクセル又はPDFとする）を提出する。

イ 庁内各種委員会等資料の作成・提出

（ア）庁内の各種委員会等に配布する資料の調整及び提出

上記会議体について、区が指示する部数を印刷して提出する（各回３０部程度、８回程度）。また、電子データ（形式はワード、エクセル又はPDFとする）を提出する

（イ）パブリックコメントにおける区民意見への対応検討及び資料への反映

上記意見募集前までに、施設整備計画（素案）を作成し、意見募集後に修正対応等を行い、施設整備計画（案）を作成する。

(ウ) サウンディング調査

本業務では、区が実施するサウンディング調査に関して、下記の支援を行うこと。

- ① サウンディング調査に必要となる資料の作成支援
- ② 事業者ヒアリング内容の整理及び論点の抽出
- ③ 調査結果の分析及び報告資料の作成
- ④ 調査結果を踏まえた施設整備計画（案）への内容反映及び作成

ウ その他

担当部署との事前協議及び計画内容への反映

6 業務の成果品

受注者は、業務が完了したときは遅滞なく次に掲げる成果品を提出するものとする。
なお、提出期限は令和9年1月29日までとする。

- (1) 完了届
- (2) 報告書 (A4判一部カラー、クルミ製本、約60頁) 20部
- (3) 資料集 (A4判一部カラー、ホチキス止、約100頁) 20部
- (4) 概要版 (A4判一部カラー、ホチキス止、約10頁) 20部
- (5) 議事録及び関係資料 一式
- (6) (2) から (5) の電子データ 一式

7 著作権の帰属

本契約の履行により作成される成果品の著作権等の取扱いは、次の各号に定めるところによる。ただし、受注者が、この契約の目的を遂行するために発注者に提供する文書、資料およびコンピュータ・プログラム、その他の著作物のうち、この契約以前から受注者が著作権を有していた部分は受注者に留保するものとする。

- (1) 受注者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を発注者に無償で譲渡するものとする。ただし、かかる成果品についての複製、二次的著作物作成、その他の形式で制限なく自ら利用し、他に利用させることのできる使用权を受注者に留保する。
- (2) 発注者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号または第4号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (3) 受注者は、発注者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができない。本委託で得られた成果及び作成物についての所有権及び著作権は、すべて発注者に帰属する。

8 支払方法

すべての業務終了後、履行確認し、受注者からの請求に基づき一括払いとする。

9 受注者の責務等

- (1) 本作業を行う上で知り得た事項については、他に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。又、資料等についても本業務の目的以外に使用してはならない。
- (2) 受注者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。
- (3) 受注者は、常に善良なる管理者の注意を持って業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上適宜報告すること。
- (4) 受注者は、関係法令等を遵守し、その適用及び運用は、受注者の責任において適切に行うこと。
- (5) 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (6) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。
- (7) 受注者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。また、ハラスメントが発生した場合は、発注者と連携して適切に対応すること。
- (8) 基本的人権の尊重
受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。
- (9) みなとタバコルールの遵守
受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」(平成9年港区条例第42号)第9条に規定するみなとタバコルールを遵守すること。
- (10) 受注者は、本契約の履行に当たり、地球温暖化防止のため、省エネルギー対策に努めること。

10 環境により良い自動車利用

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (2) 電動車を始め、低公害・低燃費な自動車利用に努めること。電動車とは、電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)、燃料電池自動車(FCV)、ハイブリッド自動車(HV)の総称を指す。

- (3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (4) 本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に関するガイドライン（平成 29 年 3 月 16 日付改正 28 環改車第 790 号）」に規定する評価基準 A ランク以上の車両を供給すること。

11 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書の条項について、疑義が生じた場合には、受注者と発注者で協議の上これを定めるものとする。

12 担当課

港区教育委員会事務局学務課施設計画担当

電話 03-3578-2711（内線2791）